

# 四国中央市制度融資 利子補給フロー

1. 中小企業者【セーフティネット保証の認定申請者】
    - ① 取扱金融機関へ相談、制度融資の利用を検討  
【対象資金】
      - ・愛媛県新型コロナウイルス感染症対策資金
      - ・四国中央市中小企業経営安定化資金（同時申込に限る）
  2. 金融機関【取扱金融機関】
    - ② ③ 信用保証協会への事前照会、協議
    - ④ 制度融資申込
      - ・「利子補給申請書」（様式第1号）に記名押印  
（添付書類）（1） 融資の申込が確認できる書類の写し  
（2） 返済計画書（月別返済額・利子額が確認できるもの）  
（3） 「市税の納付状況確認同意書」【ダウンロード】  
※（3）は愛媛県新型コロナウイルス感染症対策資金利用者
      - ・経営安定化資金申込書類（協会様式+α）一式 →四国中央市へ提出
  3. 四国中央市
    - ④ 申込受付 →審査し仮決定
    - ⑤ ④の申込書類 →信用保証協会へ送付
    - ⑥ 「利子補給決定通知書」（様式第2号）の発行 →申請者へ通知
  4. 信用保証協会
    - ⑦ 金融機関から保証依頼 →保証審査
    - ⑧ 保証承諾、信用保証書の発行 →金融機関へ送付
  5. 金融機関
    - ⑨ 融資実行
  6. 中小企業者
    - ⑩ 償還開始（元金のみ）
  7. 金融機関
    - ⑪ 利子取りまとめ（半年毎） →四国中央市へ請求  
（添付書類）償還額及び利子額、返済計画  
【1回目：7月】・1月1日～ 6月30日分（上期）、  
【2回目：1月】・7月1日～12月31日分（下期）
  8. 四国中央市
    - ⑫ 利子額 →金融機関へ支払い（8月、2月）
- 